



2025 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社DDグループ
代表者名 代表取締役社長 松村 厚久
(コード番号 3073 東証プライム)
問合せ先 グループ経営管理本部長 斉藤 征晃
(TEL 03-6858-6080)

会 社 名 P C G V I - 1 株式会社
代表者名 代表取締役 西畑 豪人

(訂正) P C G V I - 1 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社DDグループ(証券コード: 3073)の普通株式に対する公開買付けの開始
に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

P C G V I - 1 株式会社は、株式会社DDグループの普通株式に対する公開買付けに関する 2025 年 7 月 15 日付公開買付届出書(2025 年 8 月 1 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 8 月 8 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 7 月 14 日付「株式会社DDグループ(証券コード: 3073)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び 2025 年 7 月 15 日付公開買付開始公告(2025 年 8 月 1 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、P C G V I - 1 株式会社(公開買付者)が、株式会社DDグループ(公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

本日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社DDグループ(証券コード: 3073)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2025 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 P C G V I - 1 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 西 畑 豪 人

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社DDグループ(証券コード:3073)の普通株式に対する公開買付けの開始
に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

PCGV I-1 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社DDグループ(以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2025年7月15日より開始しております。

今般、①公開買付者への出資ストラクチャーに変更があったこと、及び、②松村氏が株式累積投資を通じて対象者の単元未満株式を間接的に所有していることが判明したことに伴い、2025年7月15日付で関東財務局長に提出いたしました公開買付届出書(2025年8月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年7月15日付「公開買付開始公告」(2025年8月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下「本公開買付開始公告」といいます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年8月8日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025年7月14日付「株式会社DDグループ(証券コード:3073)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。

訂正箇所には下線を付しております。

記

I. 2025年7月14日付「株式会社DDグループ(証券コード:3073)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容

(訂正前)

<前略>

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)を取得することにより、対象者株式を非公開化することを前提として行われる一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。公開買付者は、本公開買付けに関連して、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である松村厚久氏(所有株式数:4,998,403株、所有割合(注1):27.59%、以下「松村氏」といいます。)との間で、本日付で、株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。)及び応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。本株式譲渡契約において、対象者の株主を公開買付者及び松村屋のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)後、松村氏が議決権の全てを所有し対象者の第二位株主である株式会社松村屋(所有株式数:1,488,000株、所有割合:8.21%、以下「松村屋」といいます。)の普通株式(以下「松村屋株式」といいます。)の全てを公開買付者に譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。)を合意しております。また、本株式譲渡に

先立ち松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う会社とするため、本株式譲渡契約に基づき、本株式譲渡を実行するための前提条件として、本株式譲渡前までに、(i) 松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う新設分割会社とし、その余の資産、負債並びに契約上の地位及びこれに付随する権利義務を新設分割設立会社（以下「新・松村屋」といいます。）に承継する新設分割手続を行うこと、(ii) 松村屋が所有することとなる新・松村屋の株式を松村氏に現物分配することを規定しております。なお、本株式譲渡における松村屋株式の譲渡価額が、(i) 松村屋が所有する対象者株式（1,488,000株）に本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）（1株につき1,700円）を乗じた金額（2,529,600,000円）から、(ii) 本株式譲渡の実行日において松村屋が負担する一切の債務を控除し、(iii) 本株式譲渡の実行日における松村屋の資産の額を加算した額と設定される場合には、松村屋が対象者株式の所有・管理を目的とする資産管理会社であることを踏まえると、松村屋株式の譲渡価額は、松村屋がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、経済的な合理性が認められるだけでなく、法第27条の2第3項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第8条第3項に定める公開買付け価格の均一性に反せず、法律上も許容されると判断したことから、公開買付者及び松村氏は、本株式譲渡契約を締結しております。本株式譲渡の具体的な時期については、本スクイーズアウト手続後を予定しておりますが、その詳細は未定であり、今後、松村氏と協議の上、検討する予定です。また、本株式譲渡後、公開買付者を吸収合併存続会社、松村屋を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。本応募契約において松村氏は、(i) その所有する対象者株式（4,998,403株、所有割合：27.59%）のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき松村氏が所有する対象者の譲渡制限付株式（4,503株）を除く4,993,900株について本公開買付けに応募すること、(ii) 本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て（但し、本譲渡制限付株式、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合、本公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続を実施するために必要な協力を行うことを合意しております。また、本取引成立後、第三者割当の方法により松村氏が公開買付者に対してその発行済株式総数の5.00%程度に相当する出資（以下「本再出資」といいます。）を行う旨の契約を締結しております。加えて、公開買付者は、松村氏との間で、本取引後の対象者の運営並びに対象者の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約を締結しております。また、公開買付者は、松村屋との間で、本日付で不応募契約を締結し、松村屋が所有する対象者株式の全て（1,488,000株（以下「不応募合意株式」といいます。））、所有割合：8.21%）について本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。なお、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格は対象者株式の評価額を前提として決定され、当該対象者株式の評価額は、本公開買付け価格と同一の価格である1株当たり1,700円とする予定であり、当該評価額より低い価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格が決定されることはありません。また、本再出資は、松村氏が本取引後も継続して対象者の代表取締役として経営にあたる予定であることから実施されるものであり、松村氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付け価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が本日公表した「2026年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年5月31日現在の対象者の発行済株式数（18,455,019株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（338,833株）を控除した株式数（18,116,186株）に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について同じです。

以上より、本再出資により、松村氏が5.00%の議決権割合に相当する公開買付者の普通株式を取得することを予定しているとともに、本取引後も継続して対象者の経営に当たることを予定しており、松村氏及び公開買付者の合意に基づいて本公開買付けを行うものであるため、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）に該当します。

（注2）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にす

る者である公開買付けを含みます。)をいいます(東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条参照)。

(訂正後)

<前略>

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)を取得することにより、対象者株式を非公開化することを前提として行われる一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。公開買付者は、本公開買付けに関連して、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である松村厚久氏(所有株式数:4,998,403株(注1)、所有割合(注2):27.59%、以下「松村氏」といいます。)との間で、本日付で、株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。)及び応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。本株式譲渡契約において、対象者の株主を公開買付者及び松村屋のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)後、松村氏が議決権の全てを所有し対象者の第二位株主である株式会社松村屋(所有株式数:1,488,000株、所有割合:8.21%、以下「松村屋」といいます。)の普通株式(以下「松村屋株式」といいます。)の全てを公開買付者に譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。)を合意しております。また、本株式譲渡に先立ち松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う会社とするため、本株式譲渡契約に基づき、本株式譲渡を実行するための前提条件として、本株式譲渡前までに、(i)松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う新設分割会社とし、その余の資産、負債並びに契約上の地位及びこれに付随する権利義務を新設分割設立会社(以下「新・松村屋」といいます。)に承継する新設分割手続を行うこと、(ii)松村屋が所有することとなる新・松村屋の株式を松村氏に現物分配することを規定しております。なお、本株式譲渡における松村屋株式の譲渡価額が、(i)松村屋が所有する対象者株式(1,488,000株)に本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)(1株につき1,700円)を乗じた金額(2,529,600,000円)から、(ii)本株式譲渡の実行日において松村屋が負担する一切の債務を控除し、(iii)本株式譲渡の実行日における松村屋の資産の額を加算した額と設定される場合には、松村屋が対象者株式の所有・管理を目的とする資産管理会社であることを踏まえると、松村屋株式の譲渡価額は、松村屋がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、経済的な合理性が認められるだけでなく、法第27条の2第3項及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第8条第3項に定める公開買付け価格の均一性に反せず、法律上も許容されると判断したことから、公開買付者及び松村氏は、本株式譲渡契約を締結しております。本株式譲渡の具体的な時期については、本スクイーズアウト手続後を予定しておりますが、その詳細は未定であり、今後、松村氏と協議の上、検討する予定です。また、本株式譲渡後、公開買付者を吸収合併存続会社、松村屋を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。本応募契約において松村氏は、(i)その所有する対象者株式(4,998,403株、所有割合:27.59%)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき松村氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(4,503株)を除く4,993,900株について本公開買付けに応募すること、(ii)本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合、本公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続を実施するために必要な協力を行うことを合意しております。また、本取引成立後、第三者割当の方法により松村氏が公開買付者に対してその発行済株式総数の5.00%程度に相当する出資(以下「本再出資」といいます。)を行う旨の契約を締結しております。加えて、公開買付者は、松村氏との間で、本取引後の対象者の運営並びに対象者の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約を締結しております。また、公開買付者は、松村屋との間で、本日付で不応募契約を締結し、松村屋が所有する対象者株式の全て(1,488,000株(以下「不応募合意株式」といいます。)、所有割合:8.21%)について本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。なお、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格は対象者株式の評価額を前提として決定され、当該対象者株式の評価額は、本公開買付け価格と同一の価格である1株当たり1,700円とする予定であり、当該評価額より低い価額を前提として、本再出資における公

開買付者の普通株式1株当たりの発行価格が決定されることはありません。また、本再出資は、松村氏が本取引後も継続して対象者の代表取締役として経営にあたる予定であることから実施されるものであり、松村氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではないと考えております。

(注1) 松村氏が株式累積投資を通じて間接的に所有する対象者株式43株(小数点以下を切捨て)は含まれておりません。以下、松村氏の所有株式数について同じです。

(注2)「所有割合」とは、対象者が本日公表した「2026年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年5月31日現在の対象者の発行済株式数(18,455,019株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(338,833株)を控除した株式数(18,116,186株)に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について同じです。

以上より、本再出資により、松村氏が5.00%の議決権割合に相当する公開買付者の普通株式を取得することを予定しているとともに、本取引後も継続して対象者の経営に当たることを予定しており、松村氏及び公開買付者の合意に基づいて本公開買付けを行うものであるため、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注3)に該当します。

(注3)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け(公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。)をいいます(東京証券取引所有価証券上場規程第441条参照)。

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

1. 本公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けに関連して、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である松村厚久氏(所有株式数:4,998,403株、所有割合(注1):27.59%、以下「松村氏」といいます。)との間で、2025年7月14日付で、株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。)及び応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。本株式譲渡契約において、対象者の株主を公開買付者及び松村屋のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)後、松村氏が議決権の全てを所有し対象者の第二位株主である株式会社松村屋(所有株式数:1,488,000株、所有割合:8.21%、以下「松村屋」といいます。)の普通株式(以下「松村屋株式」といいます。)の全てを公開買付者に譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。)を合意しております。また、本株式譲渡に先立ち松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う会社とするため、本株式譲渡契約に基づき、本株式譲渡を実行するための前提条件として、本株式譲渡前までに、(i)松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う新設分割会社とし、その余の資産、負債並びに契約上の地位及びこれに付随する権利義務を新設分割設立会社(以下「新・松村屋」といいます。)に承継する新設分割手続を行うこと、(ii)松村屋が所有することとなる新・松村屋の株式を松村氏に現物分配することを規定しております。なお、本株式譲渡における松村屋株式の譲渡価額が、(i)松村屋が所有する対象者株式(1,488,000株)に本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)(1株につき1,700円)を乗じた金額(2,529,600,000円)から、(ii)本株式譲渡の実行日において松村屋が負担する一切の債務を控除し、(iii)本株式譲渡の実行日における松村屋の資産の額を加算した額と設定される場合には、松村屋が対象者株式の所有・管理を目的とする資産管理会社であることを踏まえると、松村屋株式の譲渡価額は、松村屋がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、経済的な合理性が認められるだけでなく、法第27条の2第3項及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第8条第3項に定める公開買付価格の均一性に反せず、法律上も許容されると判断したことから、公開買付者及び松村氏は、本株式譲渡契

約を締結しております。本株式譲渡の具体的な時期については、本スクイーズアウト手続後を予定しておりますが、その詳細は未定であり、今後、松村氏と協議の上、検討する予定です。また、本株式譲渡後、公開買付者を吸収合併存続会社、松村屋を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。本応募契約において松村氏は、(i) その所有する対象者株式(4,998,403株、所有割合:27.59%)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき松村氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(4,503株)を除く4,993,900株について本公開買付けに応募すること、(ii) 本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合、本公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続を実施するために必要な協力を行うことを合意しております。また、本取引成立後、第三者割当の方法により松村氏が公開買付者に対してその発行済株式総数の5.00%程度に相当する出資(以下「本再出資」といいます。)を行う旨の契約を締結しております。加えて、公開買付者は、松村氏との間で、本取引後の対象者の運営並びに対象者の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約を締結しております。また、公開買付者は、松村屋との間で、2025年7月14日付で不応募契約を締結し、松村屋が所有する対象者株式の全て(1,488,000株(以下「不応募合意株式」といいます。))、所有割合:8.21%)について本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。なお、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格は対象者株式の評価額を前提として決定され、当該対象者株式の評価額は、本公開買付価格と同一の価格である1株当たり1,700円とする予定であり、当該評価額より低い評価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの発行価格が決定されることはありません。また、本再出資は、松村氏が本取引後も継続して対象者の代表取締役として経営にあたる予定であることから実施されるものであり、松村氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではないと考えております。

＜中略＞

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2025年7月14日に公表した「2026年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年5月31日現在の対象者の発行済株式数(18,455,019株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(338,833株)を控除した株式数(18,116,186株)に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について同じです。

以上より、本再出資により、松村氏が5.00%の議決権割合に相当する公開買付者の普通株式を取得することを予定しているとともに、本取引後も継続して対象者の経営に当たることを予定しており、松村氏及び公開買付者の合意に基づいて本公開買付けを行うものであるため、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注2)に該当します。

(注2) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け(公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。)をいいます(東京証券取引所有価証券上場規程第441条参照)。

(訂正後)

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けに関連して、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である松村厚久氏(所有株式数:4,998,403株(注1)、所有割合(注2):27.59%、以下「松村氏」といいます。))との間で、2025年7月14日付で、株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。))及び応募契約(以下「本応募契約」といいます。))を締結しております。本株式譲渡契約において、対象者の株主を公開買付者及び松村屋のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。))後、松村氏が議決権の全てを所有し対象者の第二位株主である株式会社松村屋(所有株式数:1,488,000株、所有割合:8.21%、以下「松村屋」といいます。))の普通株式(以下「松村屋株式」といいます。))の全てを公開買付者に譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。))を合意しております。また、本株式譲渡に先立ち松村屋を対象者株

式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う会社とするため、本株式譲渡契約に基づき、本株式譲渡を実行するための前提条件として、本株式譲渡前までに、(i) 松村屋を対象者株式のみを所有し、松村氏からの借入債務のみを負う新設分割会社とし、その他の資産、負債並びに契約上の地位及びこれに付随する権利義務を新設分割設立会社（以下「新・松村屋」といいます。）に承継する新設分割手続を行うこと、(ii) 松村屋が所有することとなる新・松村屋の株式を松村氏に現物分配することを規定しております。

なお、本株式譲渡における松村屋株式の譲渡価額が、(i) 松村屋が所有する対象者株式（1,488,000 株）に本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）（1 株につき 1,700 円）を乗じた金額（2,529,600,000 円）から、(ii) 本株式譲渡の実行日において松村屋が負担する一切の債務を控除し、(iii) 本株式譲渡の実行日における松村屋の資産の額を加算した額と設定される場合には、松村屋が対象者株式の所有・管理を目的とする資産管理会社であることを踏まえると、松村屋株式の譲渡価額は、松村屋がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、経済的な合理性が認められるだけでなく、法第 27 条の 2 第 3 項及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 8 条第 3 項に定める公開買付価格の均一性に反せず、法律上も許容されると判断したことから、公開買付者及び松村氏は、本株式譲渡契約を締結しております。本株式譲渡の具体的な時期については、本スクイーズアウト手続後を予定しておりますが、その詳細は未定であり、今後、松村氏と協議の上、検討する予定です。また、本株式譲渡後、公開買付者を吸収合併存続会社、松村屋を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。本応募契約において松村氏は、(i) その所有する対象者株式（4,998,403 株、所有割合：27.59%）のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき松村氏が所有する対象者の譲渡制限付株式（4,503 株）を除く 4,993,900 株について本公開買付けに応募すること、(ii) 本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て（但し、本譲渡制限付株式、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合、本公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続を実施するために必要な協力を行うことを合意しております。また、本取引成立後、第三者割当の方法により松村氏が公開買付者に対してその発行済株式総数の 5.00%程度に相当する出資（以下「本再出資」といいます。）を行う旨の契約を締結しております。加えて、公開買付者は、松村氏との間で、本取引後の対象者の運営並びに対象者の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約を締結しております。また、公開買付者は、松村屋との間で、2025 年 7 月 14 日付で不応募契約を締結し、松村屋が所有する対象者株式の全て（1,488,000 株（以下「不応募合意株式」といいます。）、所有割合：8.21%）について本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。なお、本再出資における公開買付者の普通株式 1 株当たりの発行価格は対象者株式の評価額を前提として決定され、当該対象者株式の評価額は、本公開買付価格と同一の価格である 1 株当たり 1,700 円とする予定であり、当該評価額より低い評価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式 1 株当たりの発行価格が決定されることはありません。また、本再出資は、松村氏が本取引後も継続して対象者の代表取締役として経営にあたる予定であることから実施されるものであり、松村氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

＜中略＞

（注 1）松村氏が株式累積投資を通じて間接的に所有する対象者株式 43 株（小数点以下を切捨て）は含まれておりません。以下、松村氏の所有株式数について同じです。

（注 2）「所有割合」とは、対象者が 2025 年 7 月 14 日に公表した「2026 年 2 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 5 月 31 日現在の対象者の発行済株式数（18,455,019 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（338,833 株）を控除した株式数（18,116,186 株）に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について同じです。

以上より、本再出資により、松村氏が 5.00%の議決権割合に相当する公開買付者の普通株式を取得することを予定しているとともに、本取引後も継続して対象者の経営に当たることを予定しており、松村氏及

び公開買付者の合意に基づいて本公開買付けを行うものであるため、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）に該当します。

（注3）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます（東京証券取引所有価証券上場規程第441条参照）。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類、並びに対象者の公表事項の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国企業の財務諸表と必ずしも同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、それらの役員の一部又は全部が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関連者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行なった者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）により米国においても英文で開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。